

## **「気候変動に対する当社の基本的な考え方」の改定について**

東京海上ホールディングス株式会社(取締役社長グループ CEO 小宮 暁、以下「当社」)は、気候変動や自然災害の激甚化という社会課題の解決に貢献していくために、東京海上グループの方針や取組みを「気候変動に対する当社の基本的な考え方」として2020年9月に公表しましたが、今般、この内容を更新するとともに、保険引受・投融資に関する方針を改定しましたのでお知らせします。

### **1. 背景**

気候変動は、お客様や地域社会の安心と安全に脅威をもたらすグローバルな社会課題であると同時に、保険業界へも直接的な影響をもたらしており、グループとしてグローバルに取り組む重要課題となっています。

当社は、2020年9月に「気候変動に対する当社の基本的な考え方(※)」を公表し、保険商品・サービスの提供を通じた再生可能エネルギーの普及支援、保険引受・投融資方針の実行や脱炭素化を目的とした取引先との建設的な対話等に取り組んでまいりました。今後もパリ協定の目標達成に向けて、温室効果ガス排出量の削減等を通じた脱炭素社会への移行推進に貢献していきたいと考えています。

一方、気候サミット、G7などの議論を通じて、世界的に気候変動や自然災害の激甚化に対する取組みが加速しており、欧米保険会社等では石炭火力発電所に加えて炭鉱開発に関する方針を設ける流れにあります。

こういった動きも踏まえて、今般、「気候変動に対する当社の基本的な考え方」の内容を更新するとともに、保険引受・投融資に関する方針を改定することとしました。

(※)2020年9月30日:ニュースリリース:「気候変動に対する当社の基本的な考え方」について  
[https://www.tokiomarinehd.com/release\\_topics/release/l6guv3000000baf1-att/20200928\\_j.pdf](https://www.tokiomarinehd.com/release_topics/release/l6guv3000000baf1-att/20200928_j.pdf)

### **2. 「気候変動に対する当社の基本的な考え方」における保険引受・投融資方針の改定要旨 (詳細は別紙の通りです)**

- 保険引受および投融資に関する「新たな取引」について、制限する対象に「炭鉱開発(一般炭)」を追加しました。
- また、例外的に検討する場合を、パリ協定目標達成に必要な革新的な技術・手法を取り入れて進められる案件に限定し、より慎重に検討することとしました。

これらの内容につきましては、「サステナビリティレポート 2021」にて本日公表(ホームページに掲載)いたしました。

また、「サステナビリティレポート 2021」では、TCFD提言に基づいた気候変動に関する情報開示に関して、将来気候下において台風・洪水リスクが保険損害額に及ぼす影響を評価する物理的リスクのシナリオ分析に関連する情報等の開示の充実に努めています。

さらには、当社は、サステナビリティに関する当社の取組方針・活動がより分かりやすく伝わるよう、現在、サステナビリティレポートの構成の全面的な見直しを行っています。2021年12月を目途に、新しい構成の「サステナビリティレポート2021」を公表する予定としております。

以上

## ■「気候変動に対する当社の基本的な考え方」における保険引受・投融資方針の改定

2020年9月に公表した「気候変動に対する当社の基本的な考え方」の中で、パリ協定の合意事項達成に向けて、脱炭素社会への移行に貢献できる取引を行うという観点で、保険引受および投融資に関する方針を定めましたが、今般、これを改定しました。

具体的には、「新たな取引」を制限する対象として、これまでの「石炭火力発電所」に加えて「炭鉱開発(一般炭)」を追加しました。また、例外的に検討する場合を、パリ協定目標達成に必要な、CCS/CCUS や混焼などの革新的な技術・手法を取り入れて進められる案件に限定したうえで、より慎重に検討することとしました。

改定前	改定後
<p><b>【保険引受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●石炭火力発電所については、原則として新規の保険引受を行いません。</li> <li>●但し、当該国のエネルギー政策・エネルギー事情や事業継続の事情などを考慮し、OECD 公的輸出信用アレンジメントなどの国際的ガイドラインを参照したうえで、総合的に判断し引き受けることがあります。</li> </ul> <p><b>【投融資】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●石炭火力発電所への新規のファイナンスは、原則として行いません。</li> <li>●但し、保険引受同様に当該国のエネルギー政策などの事情や国際的ガイドラインをふまえたうえで、総合的に判断しファイナンスを行うことがあります。</li> </ul>	<p><b>【保険引受・投融資共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●石炭火力発電所および炭鉱開発(一般炭)については、新設および既設にかかわらず、新規の保険引受およびファイナンスは行いません。</li> <li>●但し、パリ協定の合意事項達成に向け、CCS/CCUS(※)や混焼などの革新的な技術・手法を取り入れて進められる案件については、慎重に検討の上、対応を行う場合があります。</li> </ul> <p>(※)二酸化炭素回収・貯留/二酸化炭素回収・有効利用・貯留</p>